

京都市消費生活条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第91号

京都市消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

京都市消費生活条例施行規則の一部を次のように改正する。

目次中「第22条」を「第24条」に、「第23条」を「第25条」に改める。

第18条第5項を削る。

第19条を削る。

第20条第1項を次のように改める。

部会の構成員は、委員及び専門委員のうちから、会長が指名する。

第20条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り上げ、第7項及び第8項を削り、第9項を第6項とし、同条を第19条とし、同条の次に次の1条を加える。

(部会の招集及び議事)

第20条 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの部会は、会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会は、当該部会の委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を審議会に報告しなければならない。

第23条を第25条とする。

第3章中第22条を第24条とし、第21条を第23条とし、同条の前に次の2条を加える。

(協力依頼)

第21条 審議会は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対して、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委員等の除斥)

第22条 委員等は、直接の利害関係がある事項については、その議事に加わることがで

きない。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター)